

議案第59号

石岡市印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年6月7日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

印鑑登録証明書について、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機による交付を平成28年7月から開始するとともに、市庁舎等に設置している自動交付機による交付を同年9月をもって終了するため。

石岡市印鑑条例の一部を改正する条例

第1条 石岡市印鑑条例（平成17年石岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

（自動交付機等による交付申請等）

第15条 前条の規定にかかわらず，印鑑登録者は，自ら自動交付機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機（多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。）を除く。））に印鑑登録証を使用し，かつ，自動交付機に係る暗証番号その他必要な事項を入力することによるほか，自ら多機能端末機に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用し，かつ，電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を用いるために設定された暗証番号その他必要な事項を入力することにより，印鑑登録証明書の交付申請をし，その交付を受けることができるものとする。

第16条の見出し中「暗証番号」を「自動交付機に係る暗証番号」に改め，同条第1項中「交付を受けようとする者」の次に「（多機能端末機に個人番号カードを使用して交付申請する者を除く。）」を加え，「暗証番号の登録申請」を「自動交付機に係る暗証番号の登録申請」に改め，同条第2項中「暗証番号の登録申請」を「自動交付機に係る暗証番号の登録申請」に，「暗証番号の登録」を「自動交付機に係る暗証番号の登録」に，「暗証番号登録申請者」を「自動交付機に係る暗証番号登録申請者」に改める。

第17条の見出し中「暗証番号」を「自動交付機に係る暗証番号」に改め，同条第1項中「暗証番号の登録」を「自動交付機に係る暗証番号の登録」に改め，同条第2項中「暗証番号の変更申請」を「自動交付機に係る暗証番号の変更申請」に，「暗証番号の変更」を「自動交付機に係る暗証番号

の変更」に、「暗証番号変更申請者」を「自動交付機に係る暗証番号変更申請者」に改める。

第18条の見出し中「暗証番号」を「自動交付機に係る暗証番号」に改める。

第2条 石岡市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「（印鑑の登録を受けている者について、その者を識別するための磁気を付したカードをいう。以下同じ。）」を削る。

第15条の見出し中「自動交付機等」を「多機能端末機」に改め、同条中「、自ら自動交付機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機（多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。）を除く。））に印鑑登録証を使用し、かつ、自動交付機に係る暗証番号その他必要な事項を入力することによるほか、自ら多機能端末機」を「、自ら多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）」に改める。

第16条から第18条までを削り、第19条を第16条とし、第20条から第22条までを3条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例中第1条の規定は平成28年7月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。